

贈与同年相続が発生した場合の申請方法（特例措置の場合）R7.10版

経営承継円滑化法の適用による贈与税の納税猶予（特例）を前提に贈与を行った同年に、贈与者の相続が開始した場合（贈与同年相続）の手続きについては、当該贈与者から受贈者（後継者）に贈与された当該株式等以外の「財産」の相続（遺贈）があるか否か等によって申請方法が異なってきます。ただし、贈与税・相続税のいずれが課せられるかについては、個々の状況に応じて税務署において判断しますので、必ず事前に税務署にご確認ください。

1. (株式等以外の) 財産の相続（遺贈）がある場合

(1) 認定申請の種類

贈与された株式等については「相続税」が課せられるため、「相続認定」の申請となります。

申請書：『第一種（又は第二種）特例相続認定申請書』様式第8の3（又は様式第8の4）

申請期限も相続認定申請の期限（相続の開始後8ヶ月以内）になりますが、様式の「（記載要領）⑨」のとおり、「相続の開始」は「贈与の日」、「相続の開始の翌日から5月を経過する日における代表者への就任」は「贈与の時における代表者への就任」、「相続の開始の直前における役員への就任」は「贈与の直前における役員への就任」等と読み替えて内容を記載します。

(2) 具体的な読み替え部分（例：「第一種特例相続認定申請書」様式第8の3）

申請書の読み替え部分（抜粋）は次のとおりです。読み替えなので申請書の項目を修正する必要はありませんが、ここでは分かりやすく、あえて見消しにしています（修正して申請することも可）。

なお、読み替えた部分は贈与の内容を記載します。ただし、第一種特例相続認定申請基準事業年度については、当該贈与の日の直前の事業年度から第一種特例相続認定申請基準日の翌日の直前の事業年度までの各事業年度になります。

2 被相続人及び第一種特例経営承継相続人について

相続の開始の日	贈与の日	年 月 日		
第一種特例相続認定申請基準日				
相続税申告期限				
第一種特例相続認定申請基準事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		
総株主等 議決権数	相続の開始の直前	贈与の直前	(a)	個
	相続の開始の時	贈与の時	(b)	個
被相続人	氏名			
	最後の住所			
	贈与 相続の開始日の年齢			歳
	贈与 相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

第一種特例経営承継相続人	贈与 相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(f)+(g) 個 ((f)+(g))/(a) %
	贈与 相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合			(f) 個 (f)/(a) %
	贈与 相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	贈与 相続の開始の直前における同族関係者			(g) 個 (g)/(a) %
	贈与 相続の開始の直前における被相続人との関係			(g) 個 (g)/(a) %
	贈与の時 相続の開始の日の翌日から5月を経過する目に おける代表者への就任の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	贈与の直前における 相続の開始の直前における役員への就任の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	贈与 相続の開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	贈与 相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(h)+(i)+(j) 個 ((h)+(i)+(j))/(b) %
	保有議決権 数及びその 割合	贈与 相続の開始の直前	(h) 個 (h)/(a) %	被相続人か ら相続又は 遺贈により 取得した数 (*1) (i) 個

(別紙 1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円
認定申請基準事業年度終了の日以前の 5 年間 贈与 (相続の開始の日前の期間を除く。) に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円
総収入金額 (営業外収益及び特別利益を除く。)		損金不算入となる 給与	(28) 円

(別紙 2)

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 相続認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数	贈与 相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d) 人
役員 (使用人兼務役員を除く。) の数	(d) 人

贈与

2 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

(3) 申請書類について

申請書類は次のとおりです。詳細は「提出書類と記載例(神奈川県)」等を合わせてご覧ください。

【申請書（2部）】

- 『第一種（又は第二種）特例相続認定申請書』様式第8の3（又は様式第8の4）

【添付書類（各1部）】

- 定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

- 株主名簿の写し（原本証明が必要）※①～④の各時点のもの

①（第一種の場合のみ）被相続人である贈与者（先代）が代表者であった期間のうちいざれかの時

②（第一種の場合のみ）贈与の直前

③贈与の時（贈与の日付で贈与後のもの）

④第一種（又は第二種）特例相続認定申請基準日

- 履歴事項全部証明書の原本（認定申請基準日以降に発行されたもの）

- 贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類

- 相続税の見込額を記載した書類

- 従業員数証明書及び証明書類（贈与の日の従業員数）

⇒証明書類：健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書、資格取得・資格喪失確認通知書等

- 認定申請基準事業年度の決算関係書類等

⇒ケース①の場合は、贈与の日の3年前の日を含む事業年度以降の各事業年度分の決算書類、事業所の

土地・建物の譲り受けや賃貸借契約書写し及び贈与の日の3年前からの売買契約書、請求書等の写し、ケ

ース②の場合は、認定申請基準事業年度の決算書類、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

- 申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

⇒誓約書の例文中「相続の開始の時」⇒「被相続人からの贈与の時」にする。

- 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

⇒誓約書の例文中「相続の開始の時」⇒「被相続人からの贈与の時」にする。

- 戸籍謄本等の原本（贈与の時における被相続人、相続人、株式保有等の一定の親族）

- 特例承継計画及びその確認書の写し（同時申請の場合は不要）

- その他、認定の参考となる書類（必要な場合のみ）

- 返信用封筒（返信先を記載したレターパック等）

- 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文等（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

2. (株式等以外の) 財産の相続(遺贈)がない場合

(1) 認定申請の種類

贈与された株式等については「贈与税」が課せられるため、「贈与認定」の申請となります。

申請書：『第一種（又は第二種）特例贈与認定申請書』様式第7の3（又は様式第7の4）

認定申請期限については、「相続の開始後8ヶ月以内」又は「贈与の翌年1月15日迄」のいずれか早い日になります。

贈与税の申告後、納税猶予の適用を受けた贈与税は免除されますが、贈与された株式は相続により取得したものとみなされて相続税の対象となります。当該株式等について引き続き納税猶予の適用を受けるためには県への「切替確認」が必要になります。

なお、(株式等以外の) 財産の相続(遺贈)がない場合においても、個々の状況により相続税の対象とされる場合もあるので、必ず事前に税務署にご確認ください。

(2) 切替確認について

切替確認の申請は次の様式により県に申請します。

申請書：『施行規則第13条第2項の規定による確認申請書』様式第17

切替確認の申請期限は、「相続の開始後8ヶ月以内」になります。県からの確認書を受領後、税務署に相続税の申告（相続の開始後10ヶ月以内）をする必要があります。

なお、通常は「贈与認定後」に「切替確認」の順番になりますが、贈与同年相続の場合には贈与認定申請との同時申請も可能です。

切替確認の詳細については、国のマニュアルをご確認ください。また、申請書類や記載例については、県の「切替確認申請書の提出書類と記載例」をご覧ください。

3. 留意事項

- ・贈与税の対象となるか相続税の対象となるかについては、必ず事前に税務署にご確認ください。
- ・文中に記載の申請書については特例措置を前提とした様式になっています。
- ・通常、認定の有効期間内において切替確認を受ければ相続税を納税する場合には、「臨時報告（様式第15）」が必要ですが、贈与同年相続の場合は不要です。
- ・認定前であっても、贈与年の翌年に贈与者が死亡した場合（例えば、9月に贈与を受け、翌年の1月に贈与者が死亡した場合等）は、「贈与同年相続」には該当しないため、財産の相続(遺贈)の取得の有無に関わらず「贈与認定」となります。ただし、引き続き納税猶予の適用を希望する場合は、贈与認定後、相続の開始後8ヶ月以内に切替確認を受ける必要があります。

〔申請書提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	送 付 先	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748